

## 標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

### 改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

### 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> | <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> |

### 改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第171条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第173条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

\*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

\*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

**改正後の運用等について**

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。